

19. 資金貸付など

(1) 暮らしの資金

■内容

暮らしの不安定な世帯に、経済的自立と生活意欲の促進を図るために必要な資金を貸し付けます。

◎貸付時期：夏期・年末の年2回（申請時期：7月上旬・11月下旬）

◎貸付限度額：1世帯につき1回10万円

※資金をすべて返済するまでは、暮らしの資金の再利用はできません。

■対象者

下記のすべてに該当する方で、返済などの計画が立てられる方

①疾病・失業・事故・災害などで暮らしが成り立たなくなる恐れがある方

②夏期・年末に緊急に資金が必要な方

③資金の貸し付けにより、その世帯の自立が見込める方

■手続き

<p>①相談・申請</p>	<p>南丹市社会福祉協議会各事務所に相談のうえ、申込書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申込書（実印での押印が必要）</p> <p>◎民生児童委員の意見書（民生児童委員の押印が必要）</p> <p>◎申請者の印鑑登録証明書・住民票謄本</p>
<p>②貸付決定</p>	<p>貸付の可否などを決定して、南丹市から申請者に貸付決定通知書を交付します。</p>
<p>③資金受取</p>	<p>指定日時に、相談された社会福祉協議会の事務所に行き、借用手続きをしてください。その際の持参物は、貸付決定通知書、実印、振り込み口座の通帳です。</p> <p>貸付金は、借用手続き後、概ね3日営業日以内に振り込まれます。</p>

■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話：0771-72-3020 / FAX：0771-72-3222

(2) 生活福祉資金

■ 内容

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。他の制度で資金が借りられる場合、この制度は利用できません。

◎項目ごとに条件や貸付額、返済期間などが異なります。

■ 対象者

下記のいずれかに該当する方で、返済などの計画が立てられる方

- ① 所得の少ない世帯
- ② 障がいのある方
- ③ 療養や介護が必要な高齢者がいる世帯

■ 手続き

① 相談	南丹市社会福祉協議会に相談してください。
② 申請	相談のうえ、貸付条件を満たした場合に申請できます。
③ 審査	京都府での月1回の審査会により貸付が決定されますので、相談から貸付までには一定の時間がかかります。
④ 貸付	審査会で貸付が決定されたら、再度面談のうえで借用手続きとなります。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話:0771-72-3020 / FAX:0771-72-3222